

(案)

令和 4 年 7 月 日

仙台市長 郡 和子 様

仙台市環境影響評価審査会
会 長 山 田 一 裕

(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について (答申)

令和 4 年 6 月 7 日付 R4 環環企第 510 号で諮問のありました「(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について (諮問第 74 号)」に関し、環境の保全の見地からの意見は下記のとおりです。

記

1 全体事項

- (1) 本市及び村田町の事業区域を接続する自営線の設置工事に当たっては、早期に関係機関と協議の上、施工方法や交通対策等について検討するとともに、当該工事に伴う大気質、騒音・振動及び廃棄物等に係る影響について適切に調査、予測及び評価すること。また、その結果、環境への影響を回避又は低減できない場合は、ゼロ・オプションも含め、事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 事業計画の検討にあたっては、地域住民等に対し丁寧に説明を行うとともに、住民等からの意見に十分配慮すること。